

## タイにおけるミャンマ一人移民の 高等教育へのアクセスの課題

上別府 隆男  
(福山市立大学)

### 1. はじめに

タイでは、1980年代、外資系製造業の進出などにより工業化が進んだため、タイ人労働者が農業、土木、水産業から製造業などに移動し、同時に、東アジアや東南アジアに出稼ぎに行くタイ人が増加した。これにより、農林水産業、建設業、繊維業、サービス業（家政婦、店員など）などの労働集約的な産業を中心とした人手不足が続いてきた。そして、近年は、少子高齢化の急速な進行によって生産年齢（15～64歳）人口の伸びが鈍化してきていたが、2019年には東南アジア諸国の中で最も早く人口が減少に転じ、労働集約的な産業に多い、タイ人が避けがちな単純労働における人手不足の深刻化とそれに伴う人件費上昇が顕著となってきている。この人手不足に対しては、ミャンマー、ラオス、カンボジアといったメコン諸国を中心とした移民<sup>1</sup>労働者がタイとの経済格差も手伝って引き寄せられ、タイにおける単純労働の多くを担ってきており、2018年現在、登録者のみだけで約330万人以上、不法滞在者を含めると580万人超と推測され、580万人という数字はタイ労働人口の約1割を占める。タイの登録単純労働者約330万人の8割近くはミャンマー人が占めると推定されている。タイは、2005年東南アジア諸国で初めて「高齢化社会」（人口の7%が65歳以上）に突入し、2022年には「高齢社会」（人口の14%が65歳以上）に入ると予測されており、移民労働者に依存せざるを得ない状況となって

いる（Foreign Workers Administration Office, 2018; 藤田他, 2013; Harkins, 2019; Tuangratananon, et al., 2019）。

移民労働者は移動に際し配偶者、子供、その他の親族を帯同するのが常である。2013年時点で30万人弱の移民労働者の子供がタイ国内にいると推定されている（Kantayaporn, et al., 2013）が、その後の移民労働者の増加に伴い子供の数も増加しているとみられる。現在、移民の子供の諸公共サービス、特に教育を受ける権利は、タイの法律上確立しており、移民の子供はタイの公立学校で幼児・初等・中等教育を授業料無料で受けることができる。公立学校を選択しない場合は、NGO、慈善団体や移民コミュニティが自主的に設置し、運営・支援する移民学習センター（Migrant Learning Centre: MLC）があり、公立学校に通えないか通いたくない子供（ほぼミャンマー人）にサービスを提供している。これらの子供たちの中にはタイの高校卒業資格を得てタイの高等教育機関に入学する者もいる（Harkins, 2019）。

タイの移民労働者の大多数を占めるミャンマー人の子供の教育に関する研究は、英文・和文に関する限り、初等中等教育に関するものがほとんどである。ミャンマー人は移民としてタイに滞在しながらタイの高等教育機関に入学する場合があるが、移民の法的地位は複雑で正確な数の把握が難しいこともあり、全体の就学率などのデータは本調査では確認できず、その実態はよく分かっていない。留学ビザを得てタイの大

学で学ぶミャンマー人学生のケースについてはある程度研究はなされているが、長い国境を接するという特有の事情から発生する移民の高等教育の機会についてはこれまで研究が非常に限られていた (Huguet & Punpuing, 2005; Vungsiriphisal, 2011; Petchot, 2014)。このような状況に鑑み、本稿では、タイにおける外国人労働者の地位・現状とミャンマー人移民のタイにおける初等中等教育の機会について整理した後、タイにおける調査結果を元にミャンマー人移民のタイにおける高等教育へのアクセスにまつわる課題と可能性を検討することを目的とする。

本研究は質的アプローチを行い、調査は2段階で行い、第1段階ではタイの高等教育におけるミャンマー人学生全体の動向について、第2段階ではミャンマー人移民のタイ高等教育へのアクセスについてデータ収集を行った。本稿の主な問題意識はタイで働くことを目的とするミャンマー人移民労働者の子供の高等教育へのアクセスであり、データ収集では外国籍の子供の教育機会という見地から広く移民・難民を対象としたものの、焦点は移民である。したがって、本稿は主な問題意識である移民の高等教育アクセスにフォーカスし、難民の高等教育アクセスについては今後十分なデータを追加した後に別稿として取り纏めたい。

## 2. タイにおける外国人労働者の地位と現状

そもそも労働者が外国で合法的就労を行うには、当該外国の法律に基づいて入国、滞在、就労の手続きを踏むのが原則である。伊藤（2010）はタイにおける外国人の入国、滞在、就労の合法・不法のパターンを1979年入国法、1998年労働保護法、2008年外国人雇用法を元に4つに整理している（表1）<sup>2</sup>。

タイ政府は、1980年代までは原則外国人単純労働者の受け入れを認めてこなかったが、1992年の閣議決定を受け、メコン諸国から流入する単純労働者には、不法入国であっても滞在地域、就労業種、滞在期間（4年間）の限定付きで労働許可を発行することとした。2001年に成立したタクシン政権下では労働市場の開放がさらに進められ、その後、2008年の閣議決定により、外国人単純労働者の雇用に際しての業種、滞在地域の制限が撤廃され、2008年の外国人雇用法改正により、不法労働者に期限内に国籍証明を課すことを条件に過去の不法入国を遡って合法化し、2年の就労許可を与えることとした（Chantavanich, et al., 2007）。不法入国者に労働許可証を発行し就労を認めるということは、要するに入国は違法（不法）であるが就労は合法という状況を是認するということであり、竹口（2011）はこうした条件に当てはまる人々を半合法

表1：2008年以前のタイにおける外国人労働者の法的地位（合法○、不法×）

ケース	入国	滞在	就労
(a) 合法的移民労働の全手続きを経て就労する場合	○	○	○
(b) 入国・滞在は合法であるが、就労資格を得ていない場合	○	○	×
(c) 合法的入国後、滞在期間を超えて不法滞在・就労している場合	○	×	×
(d) 不法入国し、そのまま滞在・就労している場合	×	×	×

出典：伊藤（2010）を元に筆者作成

労働者と呼んでいる。期限内に国籍証明ができない者に対しては強制送還の対象とすることを通して、この半合法労働者という曖昧なカテゴリーの一掃が企図された（片岡、2013）。

したがって、表1に半合法のケースを追加すると表2のようになる。

2014年のクーデターにより成立し現在に至る軍事政権は外国人労働者政策を優先事項とし、全国の不法労働者の登録制度を構築した。タイ政府は、2017年以降、人身売買や強制労働を取り締まるために外国人受け入れの法整備を急速に進め、2008年外国人雇用法と2016年外国人雇用令を統合した外国人就労管理令を2017年6月制定し、外国人の不法就労に対する罰則を大幅に強化したのである。結果として、不法就労していたとみられるメコン諸国出身の労働者の出国が急増した。この法令整備は国際社会の批判をかわすことが主な目的であったが、待遇改善による移民労働者の確保の狙いもあり、それまで看過していた就労ビザや身分証を持たない不法労働者の合法化を雇用主に義務付けることとした。2018年7月には、タイ政府は、単純労働を中心に入手不足が深刻化していることを受け、特に問題が深刻な農業や漁業などの12職種で、隣国以外の外国人労働者についても受け入れを解禁した（大友、2018）。

タイ政府の外国籍者・無国籍者への国籍

付与方針は変遷を経てきている。ベトナム戦争最中の1972年12月に発布された「革命団布告337号」は、国家安全保障の観点から外国人子孫にはタイ国籍を与えないこととした。1980年代になるとインドシナ情勢が安定し始めたため、タイの国籍制度は国家安全保障重視から人権重視へと変容を遂げ、1988年にチャーチャイ政権は「インドシナを戦場から市場へ」という政策を掲げてインドシナ諸国間の貿易促進政策を打ち出し、その後同地域は急激な経済発展を遂げることになる。その4年後に発布された1992年改正国籍法により前述の1972年布告は廃止され、非永住外国人のタイ生まれ子孫にもタイ国籍取得の道が開かれた。2001年には、ブミポン国王がタクシン政権に対しタイに長く住んでいるがタイ人ではない人々を平等に扱うよう促した。2005年になると1月に「個人の法的地位と権利の問題に対処するための戦略」の採用が閣議決定され、長らくタイに未登録のまま暮らす山地民（無国籍者）、長くタイに滞在しているが帰国が難しいミャンマー、カンボジア、ラオスからの移民・難民とその子孫の滞在資格と権利を向上させることとなつた。2008年改正国籍法では、外国籍者の帰化条件、不法入国者の二世に対する国籍付与条件が大幅に緩和された（尾田、2016；片岡、2013；カンピラバーブ・ウンゴーン、2020）。

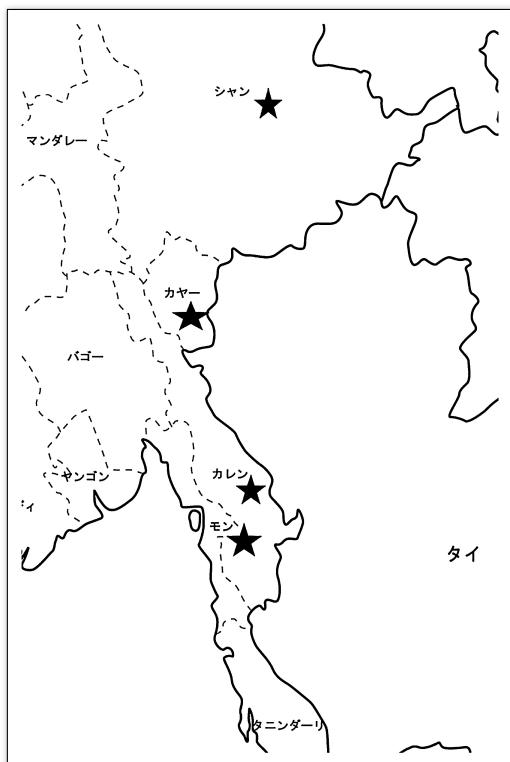
表2：2008年以降のタイにおける外国人労働者の法的地位（合法○、不法×、半合法△）

ケース	入国	滞在	就労
(a) 合法的移民労働の全手続きを経て就労する場合	○	○	○
(b) 入国・滞在は合法であるが、就労資格を得ていない場合	○	○	×
(c) 合法的入国後、滞在期間を超えて不法滞在・就労している場合	○	×	×
(d) 不法入国し、そのまま滞在・就労している場合	×	×	×
(e) 不法入国したが、就労許可を得た場合	×	△	△

出典：伊藤（2010）・片岡（2013）を元に筆者作成

ミャンマーパー移民・難民は、図1が示すように、その多くが国軍との紛争が続いているシャン州、カイン州（旧カレン州）、カヤー州、モン州の出身である（佐藤、2016）。ミャンマーにおいては、1962年ネ・ウイン主導のビルマ式社会主義体制が始まったが、1988年には破綻し、経済的困窮が頂点に達したため国民の不満が民主化運動という形で爆発した。ビルマ式社会主義は崩壊したが民主化運動は弾圧されたため、運動を主導したミャンマーパーの多くが難民や移民としてタイへ逃れ、また、その後の軍事政権による対外開放政策が、一般労働者のタイなど周辺諸国への出稼ぎを誘発することになった。その後は、欧米の

図1：タイにおけるミャンマー移民・難民の主な出身州

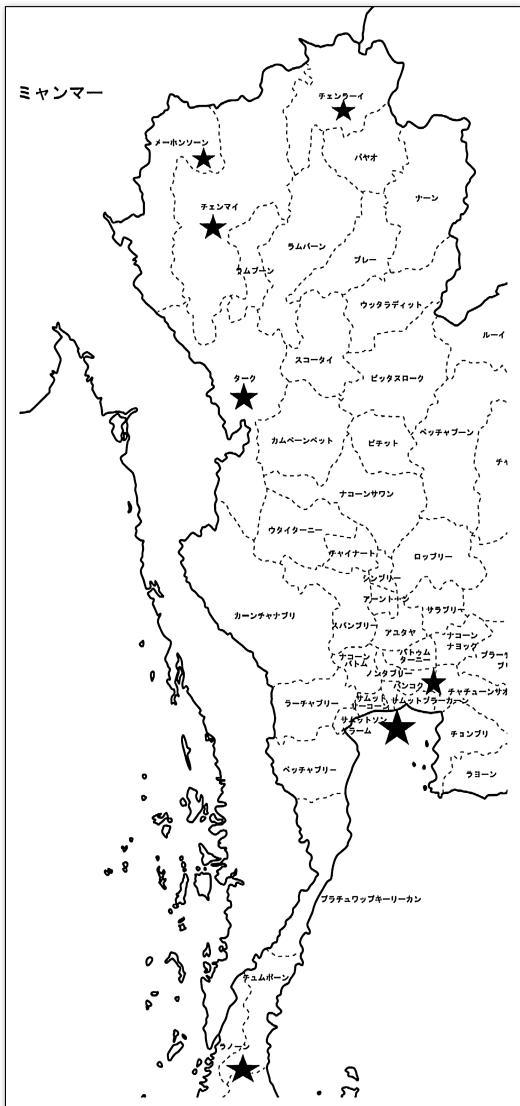


出典：筆者作成

制裁により経済は低迷し、軍事政権下で政治的自由が奪われ、少数民族に対する弾圧は絶えなかった。ミャンマーからタイへの人の移動の増大は、両国間で大きく広がった経済格差に加え、ミャンマー側のこのような政治的・社会的なプッシュ要因にも起因してきた（藤田他、2013）。2011年の不完全な総選挙の結果長年続いた軍政は半民政に移管され、大統領に就任したティン・セインが経済改革を開始し、2016年にはアウンサンスー率いる民主化政権が誕生した。民主化及びミャンマーに対する欧米の制裁解除により成長期待が高まったため、ミャンマーパー労働者のタイからの帰国が一旦増加したが、現在も、政治の不安定継続や貧富の格差の拡大から、安定と収入を求めてミャンマーパー労働者の増加がタイで続いている（大友、2018）。更に、2021年2月に国軍が起こしたクーデターにより政治的・社会的混乱が生じ、半年経過後も2つの政府が対立を続けているため、タイ側に移住や避難目的で移動するミャンマーパー人が増加している。

ミャンマーパー労働者は首都バンコク周縁部に集中しているが、北部や南部の国境近くの地域にも多数居住している（図2）。彼らはバンコクでは主に建設業、製造業やサービス業に、チェンマイやチェンライを中心とする北部の内陸部では主に農林業に、ラノーンやサムットサーコーンを中心とする南部の沿岸部では主に漁業に従事している。今後もミャンマーパー人や単純労働を中心に移民労働者の存在感が一層高まっていくものとみられる一方、ミャンマーパー移民労働者の動向については、不法労働者が合法的な登録労働者数に匹敵するほどいると言われており、その解明をより難しくしている（大友、2018）。

図2：タイにおけるミャンマー移民・難民の集住地域



出典：筆者作成

### 3. ミャンマー人移民のタイにおける初等中等教育の機会

タイの公立学校における外国籍・無国籍の子供の受入れは1999年国家教育法で保障されたが、公立学校は受入れに必ずしも積

極的ではなく、一貫していなかった。2000年代になると、国際的な人権重視の流れに対応するため、2005年には、1月の「個人の法的地位と権利の問題に対処するための戦略」の閣議決定を受け、5月には、不法移民を含む外国籍・無国籍者を学校に積極的に受け入れるという方針が閣議決定された。これを受けた教育省は「住民登録をしていない、もしくはタイ国籍を持たない者たちのための教育実施ガイドライン」を策定し、タイ国籍を持たない子供の教育機会を保障し、彼らが高等教育まで受けることができること、更に、高等教育を終えた場合は一定の手続きを踏めばタイ国籍の取得を可能とした（尾田、2016；カンピラパー・ウンゴーン、2020）。

移民労働者の子供は、2008年まで「タイIDカード」なしではタイの学校に行けなかつたが、国籍法が改正された2008年以降は、タイの学校に入学すると「生徒IDカード」を得ることができる。更に5年在学すると「ローカルタイIDカード」（10年有効）を取得でき、医療は無料となり自由な移動ができるようになった。10歳になると「タイIDカード」申請可となる。必要書類は、ミャンマー人の子供の場合は、ミャンマー人の親からタイで生まれた証明書である（Petchot, 2014）。

2018年3・4月には教育省が規定を制定し、学校は証明書の提出なしで外国籍・無国籍の児童生徒を受け入れることができ、教育省の登録システムへの登録がなされると、13桁のID番号が発行されることになった。教育省基礎教育委員会管轄の学校の場合13桁の番号はGで始まる。入学後に所定の手続を行うと、内務省が住民登録をし、ゼロで始まる13桁のID番号が発行され、これが国籍取得の第一歩となる（カンピラパー・ウンゴーン、2020）。

前述のように、外国籍・無国籍の子供はタイの公立学校で幼児・初等・中等教育を

授業料無料で受けることができるが、間接的な経費、例えば、通学代、制服、寮費などが払えないため、公立学校への就学を断念する場合も多い。また、タイの教員の彼らのニーズの理解も乏しいこと、親がいじめを心配したりミャンマー語による教育を希望すること、学齢以下の学年に受け入れられることが多いこと、就学に必要な書類の不足なども就学の阻害要因である（野津、2010）。

他方、タイ滞在を短期的と考えるミャンマー人移民にとっては子供をタイの公立学校に就学させる動機が弱い。その場合、前述の MLC が教育サービスを提供しており、移民・難民ともに学ぶことができる。MLC の教育内容はほとんどがミャンマーのカリキュラムに基づきミャンマー人の教員が教えるものであるが、タイのカリキュラムを採用してミャンマー・タイのハイブリッド（又はトランスナショナル）型の教育を提供している所も一部ある。ミャンマー教育省が認定するタイの MLC で学ぶと、帰国後の円滑な学習を継続できる。2019 年現在、MLC は全国で計 110 か所あり、計 16,350 人が学んでいる。統括組織はないとみられるが、運営する NGO 団体間の連携は教育内容の調整などの面で行われ、MLC 間の子供の移動を容易にしている。MLC はタイ・ミャンマー国境に多く、例えば、北西部のターキー県（メーソートなど）の 70 カ所に 12,085 人、南部半島部のラノーン県の 13 カ所に 2,462 人となっている。MLC を修了した後タイの高等教育機関への進学を希望する場合は、タイの高校卒業資格を取得する必要がある（Harkins, 2019）。

Tuangratananon, et al. (2019) は、タイの自治体で移民労働者の人口に占める割合が約 20% と最高のラノーン県に所在する MLC の事例研究を行っている。同県のほとんどの移民労働者はタイの公立校ではなく MLC を選んでおり、その理由は MLC のミャ

ンマー文化への配慮、ミャンマー語による教育により帰国後高等教育への道が開けることを挙げている。一方、Narawat (2014) は、タイの公教育との MLC のカリキュラムのつながりについて分析し、タイのミャンマー人はミャンマー志向のカリキュラムを中心とした MLC の独自性を維持するか、タイへの同化や統合を目指すためにタイ志向とするかの選択肢で揺れ動いてきたとする。この課題に対しては、ミャンマー語でミャンマーのカリキュラムを使うが、主要科目の数学、理科、英語はタイのものを使用するというタイ教育とのリンクを強めることにより、移動を容易にするトランスナショナル型のものが開発され、有益であると報告している。この点、Chan (2019) は、タイ・ミャンマー国境沿いにあるメーソートの MLC の生徒について調査を行い、タイ社会への同化とミャンマー帰国の間で揺れるミャンマー人にとて二国間を移動しやすくする MLC のカリキュラムが有効であると同様な提案をしている。

MLC は法的地位は特に与えられていないが違法でもないという存在である。タイ教育省は MLC の教育をタイの正式（フォーマル）の教育とは認めていないが、一部の MLC についてはタイの教育に接続可能なノンフォーマル教育を提供する学校として認めている。タイ教育省は移民の子供の教育の権利を保障するという意味で、MLC の提供する教育がタイの教育に接続できるよう MLC と交渉を行ってきているが、どこまでタイ側の求める要素を受け入れるかで双方には隔たりが多くあり、交渉は長期化している（Narawat, 2014）。

Petchot (2014) は、タイにおける移民労働者の在留資格の特徴である不法、半合法、合法の併存という境界性 (liminality)、複雑さが移民労働者の子供の教育機会にどのような影響を及ぼしているかについて主としてミャンマー人を対象に調査を行った。

一家族内でも異なる法的地位（不法、半合法、合法など）が存在し、例えば、子供が5年在学すれば10年有効のローカルIDカードが与えられるのに対し、親が得ることができる就労許可は2年有効であり、ズレが生じると指摘している。

このような灰色の半合法扱いも含め、家族のメンバーの法的地位が一貫していないと子供のタイの公教育へのアクセスに慎重にならざるを得ない。公教育にアクセスしようとすると、家族の法的地位の確認が行われるため、最悪の場合逮捕や強制送還が起きてしまう。タイ政府の長期的な一貫性のない後追い的な政策決定と変更の頻繁な繰返しが矛盾と混乱を生み、手続きの複雑さと理解の難しさを招いていることも、移民労働者の子供の教育機会に大きく影響を与えていた。移民労働者のこのような中途半端な（liminal）法的地位は、タイ社会における彼らの脆弱性につながり、同化や教育への態度に影響を与えることになる。

#### 4. ミャンマー人移民のタイにおける高等教育の機会

本研究では、ミャンマー人移民のタイにおける高等教育アクセスに関する課題と可能性を探るため、2018～2019年にタイで調査を行った。調査の第1段階では、2018年6月・11月バンコク、2019年2月にタイ北部のチェンマイ、チェンライ、メーサイ、メーホーンソン、メーソート（ターキー県）の5自治体において、政府機関、高等教育機関、NGOなどでミャンマー人学生の動向に関するインタビューを行った。入手できる最新のデータである2018年の政府統計によれば、タイの高等教育機関（大学・短大）には16,910人の留学生が在籍しており、出身国別割合（推測数）は、中国37.85%（約6,400人）、ミャンマー6.48%（約1,096人）、カンボジア5.34%（約903人）、ベトナム

4.87%（約824人）、ラオス4.4%（約744人）であった（Office of the Education Council, 2018）。2018年時点でメコン諸国4か国の計21%に対し中国は一国で大きく上回っていた。

今回、第1段階の調査から判明したことは、まず、タイの大学では、少子化によるタイ人学生減少や政府の補助金減理由を受け、留学生により補完しようとする動きが顕著になり、英語プログラムである国際カレッジの設置や中国人学生の獲得の動きが高まっている点である。とりわけ、中国人学生は、中国における過酷な入試の競争や一带一路構想におけるタイの将来性などがプッシュ要因となり、タイへの留学が急増中である。

タイのミャンマー人大学生は2013年より増え、2018年現在は約1,096人であるが、本調査によれば、ミャンマーで高校を卒業後、留学ビザを得て自費や奨学金などでミャンマーからタイの大学に入学する学生が大多数と思われる。ミャンマー政府、タイ政府、企業や国際ドナーの奨学金などを受給して学ぶ学生、タイ人学生減少を補完する目的でタイ北部の複数大学とミャンマー東部の複数大学が結んだ協定で留学する学生が多い。

移民としてタイの大学に入学するミャンマー出身学生にはミャンマー生まれとタイ生まれの場合がある。前者は、（難民ではなく）自主的に仕事とより良い生活を求めて国境を越えた移民労働者として単純労働に従事する親に帯同し、タイの高校を卒業するかMLC教育により高校卒業資格を得て大学に入学する場合である。この類型には、ミャンマーの教育の質に幻滅した親にタイ滞在の親戚などに預けられ、タイでの教育を受けた後に大学に進学という事例もある。後者は、親が就労のためタイに入国した後に移民労働者の子供としてタイで生まれ、タイの高校を卒業するかMLC教育により高

校卒業資格を得て大学に入学する場合である。ミャンマー人の親からタイで生まれた子供の場合、ミャンマー国籍取得のためにミャンマーに戻り出生届を出す必要があるが、資金上、安全上の理由で現実的ではないため、ミャンマーとタイの両方の国籍がない無国籍状態となってしまう。

難民として大学進学するミャンマー出身学生にも、ミャンマー生まれとタイ生まれの場合がある。前者は、ミャンマーでの紛争、暴力、迫害からほぼ強制的に親とともに国境を越えてタイに逃れてきた難民が難民キャンプ内外にある MLC で学んだ後タイの高校卒業資格を得て大学に入学するケースであり、後者はミャンマーでの紛争、暴力、迫害からほぼ強制的に国境を越えてタイに逃れてきた難民の親からタイで生まれ、難民キャンプ内外で MLC で教育を受けた後タイの高校卒業資格を得て大学に入学するケースである。

彼らの支援に中心的な役割を果たしているのが、1989 年シンシア・マウン医師によってミャンマー国境に近いタイのメソートに設立されたコミュニティ組織であるメテオ・クリニックであり、ミャンマー人難民や移民に医療とともに、中等教育修了の支援を提供している。この類型の学生はクリニックが運営する MLC を通じてタイ語や他のスキルを学び、またクリニックと提携したオーストラリア・カトリック大学 (ACU) の無料オンラインプログラムで 2 年間学び、高校卒業資格を取得する道が確立している。高校卒業資格取得後は難民キャンプなどでボランティアなどをしながら財団などの奨

学金を探し、年 10-15 人がタイ内外の大学に進学している。なお、ACU の貢献については、MacLaren (2010) が詳しい。

その他のユニークな留学形態として仏教ルートがあり、両国の仏教界・仏教学校間の協定により僧侶としてタイのビザを得てタイの仏教大学に入学する。今回訪問したマハーチュラロンコーンラージャヴィドゥヤラヤ大学チェンマイ校は本校がアユタヤで全国に多くの分校を持ち、タイの公立仏教大学 2 校の 1 つである。同大学チェンマイ校ではシャン州の僧院学院出身の僧侶がミャンマー人学生の多くを占めており、彼らはパスポートを持たず、ID カードのみでタイで学ぶことができる。仏教学を修めた後、ミャンマーの故郷にお寺を建立する僧侶の卒業生もいるが、僧侶学生の半分が卒業後に僧侶を辞め、タイで観光などの産業で働くという流れもあるのは興味深い。

なお、今回の調査から明らかになった点として、外国籍・無国籍状態の移民や難民の大学生をタイ人学生に準じて扱い、ミャンマー人学生の統計には入れていない大学が多いということであった。したがって、前述の 2018 年のミャンマー人留学生数の約 1,096 人という数字は留学ビザを得て入学した学生にほぼ限定されるようである。

次に、調査の第 2 段階としては、まず、2019 年 6 月、移民に該当するミャンマー人学生が比較的多く分布するとみられるタイ北部に位置する大学 5 校に在籍又は NGO が支援するミャンマー人学生 185 名を対象にアンケート調査を行った。

#### アンケート調査対象大学・NGO

- チエンマイ大学 (CMU)
- マハーチュラロンコーンラージャヴィドゥヤラヤ大学 (MU)
- ナレスアン大学 (NU)
- チエンライ・ラジャパット大学 (CRRU)
- メーファールアン大学 (MFU)
- メテオ・クリニック (Mae Tao Clinic: MTC)

## アンケートの主な質問項目

個人情報：年齢、性別、ミャンマーの出身地、民族、教育歴、職歴など  
 タイにおける学業情報：大学名、学部、専攻、学籍種別、学費の出所、タイ滞在期間  
 タイ留学の理由、大学選択の理由、留学形態  
 卒業後の予定・希望など

アンケートには5校在籍又はNGO支援の65名から回答があり（回収率35%）、そのうち、回答内容から移民に該当する学生は18名であった。18名の回答によれば、ミャンマー人移民の高等教育へのアクセスは、主に、ミャンマー生まれの場合とタイ生まれの場合に分けられる。内訳は表3のとおり。

移民である回答者18名のうち、チェンマイ大学の7名がインタビューに応じ、タイ人研究者の協力の下、タイ語と英語で半構造化インタビューを行った。人数の内訳は表4のとおり。

以下、ミャンマー生まれ移民とタイ生まれ移民の類型に該当する学生のインタビュー結果である。

## 【ミャンマー生まれ】

この類型に該当するCMU②はシャン州タイヤイ族の女性で21歳。チェンマイ大学で自費で学ぶ土木工学専攻の3年生で、地震工学、インフラ、ダムや測量に関心を持つ。将来博士号を目指している。タイのIDカードを持つが、タイ国籍はない。2歳でタイに入国し、タイの小中高で学んだ。ミャンマー語は話せない。父親は建設業、母親は家政婦であり、将来帰国し投資によりミャンマーの経済発展に貢献したいと考えている。兄はミャンマーで学んだ後、16才でタイに入国し、現在父とともに働いている。弟は小学生である。

CMU③はシャン州シャン族の19歳女性で、2歳でタイに来てタイの小中高で学んだ。タイ国籍はないが、労働許可証を持ち、カフェでアルバイトをしている。シャン州には戻れない。チェンマイ大学経営学部マーケティング専攻の1年生で、将来起業したい。父親は建設業を営んでいる。タイ国籍取得には書類を整えるのが課題である。10年有効のIDカードを持つが、滞在資格や市民としての権利はない。チェンマイ市内のみ自由に移動可で、市外への移動には許可が必要である。就職はできるが、生活に不安定さがあり、タイでの就職の機会は低いと考えている。

表3：ミャンマー人移民の高等教育アクセス2類型別の回答者数

	ミャンマー 生まれ	タイ生まれ	計
チェンマイ大学	15	3	18

出典：筆者作成

表4：高等教育アクセス2類型別のインタビュー対象者分布

	ミャンマー 生まれ	タイ生まれ	計
チェンマイ大学	6	1	7

出典：筆者作成

CMU⑤はシャン州タアン族の男性で39歳。チェンマイ大学の大学院修士課程政治経済学専攻の大学院生であり、シャン州（人口約600万人）北部に多いタアンという中国系少数民族である。元々、移民の親とタイに来て、タイの大学学部を卒業した後、現在大学院生となっている。タアンはモン・クメールグループに属し、人口200万人はミャンマー国内の少数民族で2位である。中国と国境を接することから、中国が進める一帯一路構想のプロジェクトが同州でも活発であり、同州を通過するガスパイライン建設のため中国政府とミャンマー国軍が少数民族から土地や資源を奪っているという現状がある。兵士がやってきて住み着き、土地を強制収容し、道路の建設などを行っている。これが民族紛争の原因となり、ロヒンギャの迫害と同じような構図であり、環境や人権への配慮がないことは残念であると考えている。祖父は政治家で、本人は、タアンの文化、言語、土地を保存、継承することに強い関心を持ち、そのための手段として研究者を目指している。タアンの人々は教育レベルが低く貧しい人が多い。家族の半分はテキサス州ダラスに居住している。アウンサンスーには期待している。

その他、CMU⑧はカレン族の女性で23歳。Child's Dream財団の奨学金でチェンマイ大学に進学し、社会科学部社会科学・開発専攻。CMU④はシャン州シャン族の男性で27歳。同じくChild's Dream財団の奨学金でチェンマイ大学進学。CMU⑦はカイン族の男性で27歳。ミャンマーで中学を卒業後、タイで高校卒業資格取得。Zomia財団ローンでチェンマイ大学に進学し、社会科学部社会科学・開発専攻。

#### 【タイ生まれ】

この類型に該当するCMU④はシャン州シャン族の女性で21歳。チェンマイ大学人文学部で家族・コミュニティを専攻する1

年生。タイのIDカードは持つが、無国籍である。大学から奨学金を受給している。コミュニティ開発に関心があり、将来タイの地域開発などに貢献したい。両親はどちらもシャン州出身で、本人はタイのジャングルで生まれ、タイの中高で学んだ。タイロン語を話す。父親は建設業、母親は病院職員と家政婦を掛け持ちし、本人はカフェでアルバイトをしている。両親はミャンマーのパスポートを持ち、タイのビザを得ている。

大学進学の動機をみると、上記7名のうちCMU②とCMU⑤以外の5名の主な動機はタイ国籍の取得である。前述のように、外国籍でも高等教育を終えた場合は一定の手続きを踏めばタイ国籍の取得が可能となっている。外国籍でも9年間のタイの義務教育の修了証があればタイでの就労が可能であるが、医師、看護師、エンジニアなどの資格を必要とする職業に就くにはタイ国籍が必要とされる（尾田、2016；カンピラパー・ウンゴーン、2020）。一方、CMU②の場合はタイ国籍取得よりも、将来母国で貢献することを目的としており、CMU⑤については、将来研究者となり故郷シャン州の調査研究を行うための能力を培うことを目指している。

今回のインタビューの数は非常に限られているために一般化はできないが、移民出身の大学生は、出生地、家庭の状況、タイにおける法的地位、言語能力、中等教育の内容など、多くの要因に左右されるため、彼らの高等教育へのアクセスまでの道のりは多様であり、大学ではミャンマー人ではなくタイ人でもない第3のカテゴリーのような扱いを受けている。これは、大学側として善意の配慮により移民出身の学生に不利益が生じないようにする取り組みとして評価できる。

## 5. まとめ

外国籍・無国籍の子供はタイの公立学校で幼稚・初等・中等教育を授業料無料で受けることができる。高等教育にもアクセスは可能であるが、そのためには自助努力が多々必要とされ、実態としては、タイにおけるミャンマー人移民労働者の子供の高等教育へのアクセスに関しては上記の様に様々な課題やユニークな状態が存在する。

前述のように、タイにおける移民労働者の在留資格の特徴である不法、半合法、合法の併存という境界性 (liminality)、そして、繰り返しになるが、タイ政府の長期的に一貫性のない後追い的な移民政策決定と変更の頻繁な繰返しが、矛盾と混乱、手続きの複雑さと理解の難しさを引き起こし、特にミャンマー人は長らく翻弄されてきた。タイに暮らす多くのミャンマー人はタイの経済に大きく貢献する一方、タイ社会への同化とミャンマー帰国の間で揺れ動いている。親の移動や都合などでたまたまタイに滞在することになった子供の教育に関しては、移民政策の矛盾や混乱による影響を最小限に留める努力をすべきであり、数百万に上るタイのミャンマー人移民が不安定な法的地位にある中で二国間を移動しやすくなるために開発されたトランスナショナル型の中等教育カリキュラム（前述）があるように、高等教育レベルでも二国間の移動（単位など）を容易にするようなプログラムの開発や機関の設置が求められているのではないかと考える。

前述のように、タイ政府は2000年代の国際的人権重視の潮流に沿って、移民を含む外国籍の高等教育レベルまでの教育アクセスを保障するところまで到達していることを踏まえると、タイ政府には、ミャンマー人が、不安定なタイの移民政策と、母国の不安定な政治経済状況に柔軟に対応できるようにすることが求められている。この点

で、ミャンマー人移民の高等教育アクセスにおけるニーズに応える柔軟な高等教育モデルの構築は必要であろう。

SDGs の目標4（質の高い教育をみんなに）のターゲット4.3は「2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようとする。」としている。一方、ヨーロッパ発祥の移民統合政策指数 (MIPEX: Migrant Integration Policy Index) や OECD の移民統合指標などに見られるように、移民の高等教育へのアクセスを保障しようという動きが国際的に強まっている。この観点からも、ミャンマー人移民を多く抱えるタイでの高等教育機会の保障の取組は国際的な注目に値し、同様の課題を抱える日本にも有益な示唆を提供するものと考える。

## 参考文献

### （和文）

- 伊藤路子（2010）「第1章 タイにおける移民労働者管理とその課題」石田正美編『メコン地域国境経済を見る』日本貿易振興機構アジア経済研究所、49-68頁。
- 尾田裕加里（2016）「タイにおける非合法入国者子孫と無国籍者への国籍付与のための政策：1992年の国籍法改正と2000年以降の出生地主義適用要件緩和を中心に」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』22号、45-62頁。
- 大友有（2018）「タイにおける非熟練外国人労働者の雇用の実態と課題」『アジア太平洋討究』33号、109-151頁。
- 片岡樹（2013）「先住民か不法入国労働者か？：タイ山地民をめぐる議論が映し出す新たなタイ社会像」『東南アジア研究』50巻2号、239-272頁。
- カンピラバーブ・スネート・ウンゴーン・ティダワン（2020）「タイ北部チェンライにおける外籍・無国籍児童生徒の就学状況と課題」『比較教育学研究』60号、163-178頁

- 佐藤清一郎 (2016) 「ミャンマーからの移民労働者」『東南アジア経済』大和総研.
- 竹口美久 (2011) 「タイにおける外国人労働者受容の政治的変遷」『南方文化』38号、89-108頁.
- 鈴木康郎・カンピラバーブ・スネート (2018) 「長期的な社会変革を見据えたタイの高等教育戦略」『リクルート カレッジマネジメント』211号、64-67頁.
- 野津隆志 (2010) 「タイにおける外国人児童の学校不就学の要因—サムットサーコーン県におけるミャンマー系児童の事例より」『年報タイ研究』10号、1-16頁.
- 藤田幸一・遠藤環・岡本郁子・中西嘉宏・山田美和 (2013) 「タイにおけるミャンマー人移民労働者の実態と問題の構図—南タイ・ラノーンの事例から—」『東南アジア研究』50巻2号、157-210頁.

#### (英文)

- Chalida, P. (2010). *Interinstitution collaboration in provision of education for migrant children in Thailand: The case study of Samut Sakhon Province*. Ph.D. dissertation. Osaka University.
- Chan, O.N. (2019). "Challenges of upper secondary and vocational education for Myanmar migrants in Thailand," *The First International Development Forum in Thailand "Well-Being, Social Inclusion and Sustainable Development"* (November 23, 2019) *proceedings*.
- Chantavanich, S., Vungsiriphisal, P., & Laodumrongchai, S. (2007). *Thailand policies towards migrant workers from Myanmar*. Bangkok: Asian Research Center for Migration, Institute of Asian Studies, Chulalongkorn University.
- Foreign Workers Administration Office (2018). *Migrant labours statistic in the Kingdom of Thailand as of October 2018*. Foreign Workers Administration Office: Bangkok, Thailand.
- Harkins, B. (Ed.) (2019). *Thailand migration report 2019*. Bangkok: United Nations Thematic Working Group on Migration in Thailand.
- Huguet, J. & Punpuing, S. (2005). "Child migrants and children of migrants in Thailand," *Asia Pacific Population Journal*, 20/3, 123-142.
- Kantayaporn, T., Sinhkul, N., Ditthawongsa, N., Chinworasopark, P., Silwutthaya, S., & Phanathanasarn, K. (2013). *Estimation of transnational population for developing maternal and child health in Bangkok*; HISRO: Nonthaburi, Thailand.
- MacLaren, D. (2010). Tertiary education for refugees: A case study from the Thai-Burma border. *Refugee: Canada's Journal on Refugees*, 27(2), 103-110. [<https://refuge.journals.yorku.ca/index.php/refuge/article/view/34727>] (accessed on May 28, 2021).
- Nawarat, N. (2014). "Negotiating curricula for Burma migrant schooling in Thailand." *Procedia - Social and Behavioral Sciences* 143, 872-878.
- Office of the Education Council (2018). *Education in Thailand 2018*. Bangkok: Ministry of Education.
- Petchot, K. (2014). "17. The right to education for migrant children in Thailand: Liminal legality and the educational experience of migrant children in Samut Sakhon," In Truong, T.D., et al. (eds.), *Migration, gender and social justice: Perspectives on human insecurity*, Hexagon Series on Human and Environmental Security and Peace 9. Springer.
- Tuangratananon, T., Suphanchaimat, R., Julchoo, S., Sinam, P., Putthasri, W. (2019). "Education policy for migrant children in Thailand and how it really happens; A case study of Ranong Province, Thailand." *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 16, 430. [<https://refugeesmigrants.un.org/definitions>] (accessed on May 28, 2021).
- Vungsiriphisal, P. (2011). *The challenge of education policy for migrant children in Thailand from security standpoints*. Kyoto working papers on area studies: G-COE series 105, 1-11.
- United Nations (1998). Recommendations on statistics of international migration, revision 1 (1998) para. 32.

## 謝辞

現地調査ではチュラロンコン大学アジア移民研究センター主任研究員 Aungkana Kamonpeth 博士から多くの支援と助言を受けた。ここに謝意を表したい。なお、本研究は、2018・2019 年度福山市立大学教員研究費（基盤）の助成を受けたものである。

## 脚注

<sup>1</sup> 「国際移民（international migrant）」については正式な法的定義はないが、国連経済社会局は「移住の理由や法的地位に関係なく、定住国を変更した人々」とし、3～12カ月間の移動を「短期的または一時的移住」、1年以上にわたる居住国の変更を「長期的または恒久移住」と呼んで区別するのが一般的としている（United Nations, 1998）。Migrant workers とは「移民労働者」と訳され、migrant children が移民労働者の子供である。

<sup>2</sup> その他のカテゴリーである「季節労働者」は毎日国境を超えて通勤してタイで農業等に従事し、水色のパスポートを使う。